

# 一宮市子育て世帯向け

# 民間マンション認定制度

～ 平成20年4月1日からスタート～



市ではハード・ソフトの両面で、子育て世帯にとってやさしい工夫にあふれた民間マンションを『子育て世帯向け民間マンション』として認定する制度をつくりました。

認定を受けたマンションは、販売時に広告チラシ等で市の『認定マンション』であることを表示でき、また、市でもウェブサイトへの掲載等でPRを行います。

これから新築マンションの建設を計画される事業者の方は、ぜひ、この制度の活用を検討してみてください。

◆問い合わせ◆

一宮市役所 まちづくり部住宅政策課（本庁舎 7F）

電話：0586(85)7010 ダイヤル

FAX：0586(73)7809

E-mail：jusei@city.ichinomiya.lg.jp

## 【Q&Aでわかる一宮市子育て世帯向け民間マンション認定制度】

### (1) 一宮市子育て世帯向け民間マンション認定制度とは？

一宮市内に供給される民間の新築マンションのうち、子育て支援に関するハード・ソフト両面での基準を満たすものを『一宮市子育て世帯向け民間マンション』として認定することで、子育てに配慮した居住環境を整備していこうという制度です。



### (2) 対象となるマンションは？

一宮市内に建設される新築マンション（分譲・賃貸）で、次に掲げる要件すべてに該当するもので、平成19年4月1日以降に竣工したものです。

- ア 20戸以上の独立した住戸を有すること。
- イ 壁芯において計測した専有面積75㎡以上の住戸が全住戸の3分の2以上であること。
- ウ 階数が3以上のものにあっては、エレベーターを設置していること。
- エ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づき、設計された住宅かつ建設された住宅に係る日本住宅性能表示基準に従って客観的な評価を実施する第三者機関を国土交通省が「指定住宅性能評価機関」として指定された機関の住宅性能評価書の交付を受けるものであること。
- オ その他法令に違反しないものであること。

### (3) 認定の基準・審査は？

認定基準（別表）の各仕様等を次の基準により評価し、認定基準への適否について審査します。

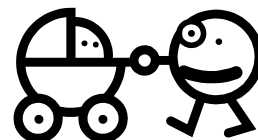
- ア 「必須」である仕様等においては、全項目について適合していること。
- イ 「選択」である仕様等においては、7項目以上について適合していること。  
ただし、住戸内の仕様及び共用部分の仕様について各1項目以上について適合していること。
- ウ 子育て支援のための管理運営面の工夫においては、2項目以上について適合していること。



(4) 認定基準にある「管理・運営面の工夫」の具体的な内容は？

いろいろなサービスが考えられると思います。これまでになかったような様々なサービスも含め、創意工夫のある提案を期待します。その内容について適宜評価し、認定していくことになります。

また、サービス利用料については有料・無料を問いません。



例)

保育に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・キッズルームを利用した託児サービス</li><li>・ベビーシッター派遣サービス</li><li>・通所・通園送迎サービス</li></ul>
家事支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・ハウスキーパーサービス</li></ul>
相談に関すること	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育て悩み相談サービス</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・子育てサークル活動支援サービス</li><li>・ベビー用品等のレンタルシステムの提供</li></ul>

(5) 認定のメリットは？ 補助金は？

一宮市から計画認定及び竣工認定を受けたマンションについては、広告チラシ等で計画認定及び竣工認定マンションであることを表示することができます。

また、認定（計画・竣工）を受けたマンションについて、市はウェブサイト等に掲載しPRをします。

なお、認定（計画・竣工）を受けたマンションに、補助金等が交付されることはありません。

【計画認定】・・・その計画が実行された際に認定基準に適合すると判断できる場合

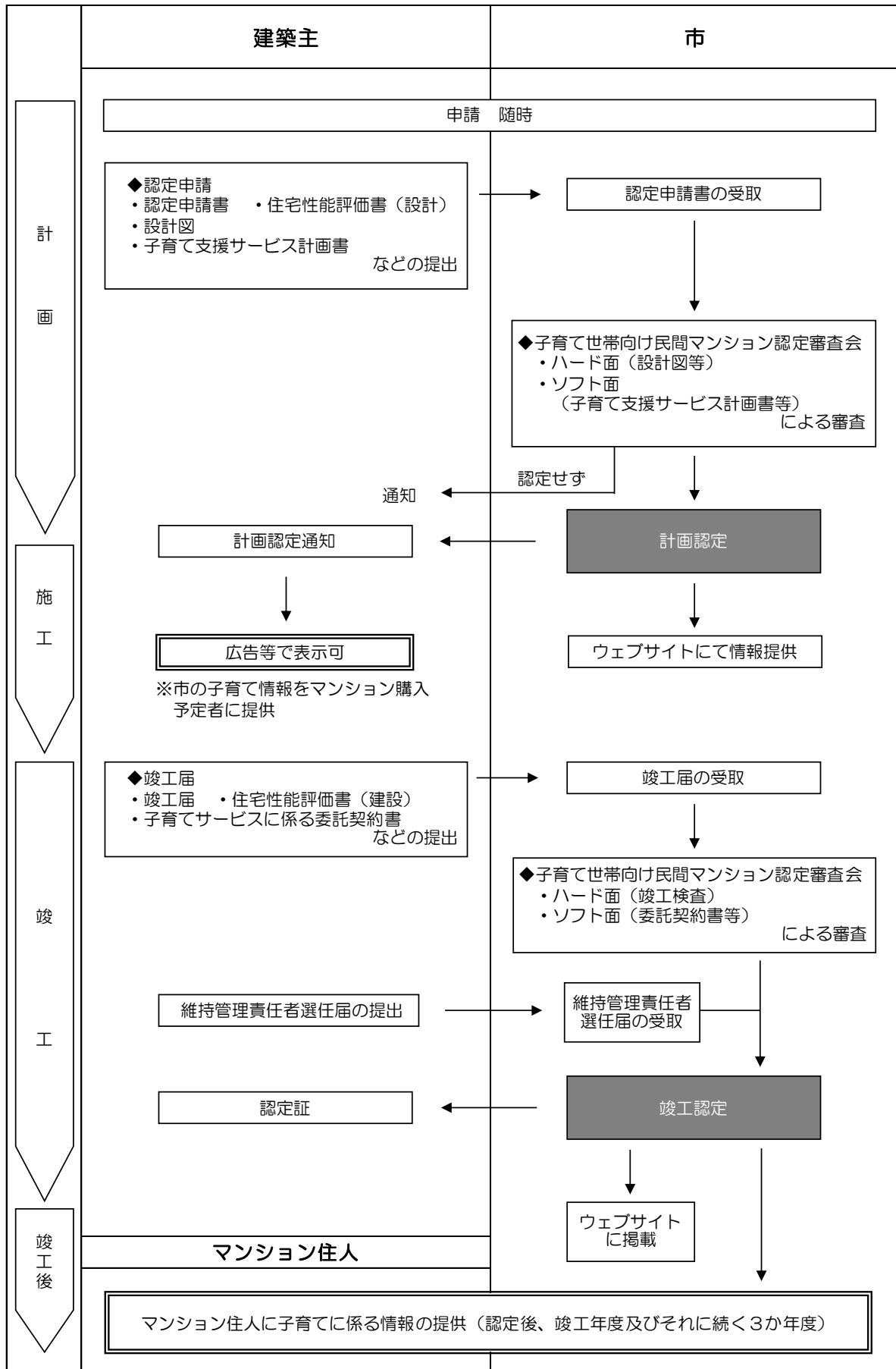
【竣工認定】・・・竣工時において認定基準に適合すると認められる場合



(6) 認定までの流れは？

- ① 所定の申請書に、設計図、住宅性能評価書（設計）、子育て支援サービス計画書等を添付して、まちづくり部住宅政策課へ申請します。
- ② 審査会で適否を審査し、適当と認めた場合に計画認定します。
- ③ 竣工後に、現場検査を行うとともに、所定の届出書等を提出していただきます。

# 一宮市子育て世帯向け民間マンション認定制度の流れ



(7) 提出書類は？

<p>①申請するとき (認定申請書の提出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一宮市子育て世帯向け民間マンション認定申請書 (様式第1)</li> <li>○案内図</li> <li>○動線計画図</li> <li>○設計図(配置図・各階平面図・立面図・断面図・平面 詳細図・外構図)</li> <li>○設計段階における住宅性能評価書</li> <li>○住戸規模一覧表</li> <li>○キッズルーム仕様書兼運営計画書</li> <li>○子育て支援サービス計画書</li> <li>○その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
<p>②竣工したとき (竣工届の提出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一宮市子育て世帯向け民間マンション竣工届 (様式第5)</li> <li>○建設時における住宅性能評価書</li> <li>○子育てサービスに係る委託契約書</li> <li>○各種検査済証の写し(建築確認・消防法ほか)</li> <li>○竣工写真</li> <li>○その他市長が必要と認める書類</li> </ul>



(別表)

【住戸内の仕様】

項目	子育て応援の内容	基 準	必須	選択	
安全・安心	全般	バリアフリー化	日本住宅性能表示基準別表(高齢者等配慮対策)における段差基準に関する項目が等級3以上であること。	◎	
		生活音への配慮	日本住宅性能表示基準別表(重量床衝撃音対策)において等級3以上であること。	◎	
			日本住宅性能表示基準別表(軽量床衝撃音対策)において等級3以上であること。	◎	
		その他	日本住宅性能表示基準別表(透過損失等級・界壁)において等級3以上であること。	◎	
		その他	日本住宅性能表示基準別表(ホルムアルデヒド対策)において等級3であること。	◎	
	間取り	目線の確保	キッチンからリビング・ダイニングにいる子どもの様子が確認しやすいよう、間取りが工夫してあること。		△
	建具・設備等	衝突時の危険防止	柱の面取り加工等の有効な対策を行っていること。		△
		閉じ込め防止	浴室・トイレの扉には、外側から開錠できる鍵を設置していること。	◎	
		浴槽内の転倒防止	滑りにくい浴室床仕上げ等を採用していること。	◎	
		指挟み防止	その他の転倒時の安全対策を講じていること。		△
指を挟みにくい蝶番、ドアクローザー、引き戸の採用等の有効な対策を行っていること。			△		
感電防止	コンセント位置の配慮、またはいたずら防止用のコンセントカバーを設置していること。		△		
その他	バルコニーに面したサッシ(出窓等は除く。)については、強化ガラス・合わせガラス・飛散防止フィルム等を使用していること。			△	

【住戸内の仕様】

項目	子育て応援の内容	基 準	必須	選択	
便利	間取り	トイレの広さ	介助が可能な広さ（有効1.4m×1.1m以上）を確保していること。		△
		収納スペースの広さ	住戸専有面積のおおむね8%以上を確保していること。	◎	
		収納の工夫	玄関に遊具やベビーカーも収納できる下足入れ等があること。		△
	建具・設備等	汚れ防止	壁面に防汚仕様の仕上げを使用していること。		△
		家事支援	雨の日でも洗濯物が干せるよう浴室暖房乾燥機を設置していること。 運動靴等が洗いやすいようスロップシンクを設置していること。	◎	△
	その他	床暖房を採用していること。		△	
ふれ合い	間取り	寝室の広さ	親子がいっしょに寝られるよう、主寝室の広さを有効1.2㎡以上（8畳程度）確保していること。		△
		その他	リビングを通らないと子ども部屋に行けない工夫をしていること。		△
	建具・設備等	作品等の展示	住戸内に子どもの絵や写真、作品等を展示できる工夫をしていること。		△

【共用部分の仕様】

項目	子育て応援の内容	基 準	必須	選択	
安全・安心	全般	アプローチ等の配慮	住宅部分とそれ以外の用途部分の敷地内の動線を分離すること。 歩行者及び自転車の通路部分は、原則として車道と分離すること。	◎	
		衝突防止	各住戸の玄関部分にアルコーブ・ポーチ等を設置していること。		△
	施設・設備等	転落防止	以下の仕様に基づき、落下防止手すり等を設置すること。 《バルコニー、開放階段・廊下等》 ・落下防止手すり、手すり壁等は、子どもが登れない形状とし、また、その周囲には足がかりを設置しないこと。 ・腰壁等、足のかかる部分がない場合は高さ1.1m以上、足のかかる部分がある場合は足のかかる部分の高さに1.1mを加えた高さ以上（ただし、足のかかる部分が65cm以上の場合は、床面から1.1m以上の高さ）の落下防止手すり等を設置すること。 ・柵と床の間に9cm以上の隙間を作らないこと。 ・手すり子と手すり子の間に11cm以上の隙間を作らないこと。 《2階以上の窓》 ・日本住宅性能表示基準別表（高齢者等配慮対策）開口部に設ける転落防止のための手すりに関する項目が等級5であること。 ・柵と床の間に9cm以上の隙間を作らないこと。	◎	
		不審者対策	オートロックの設置等の有効な対策を行っていること。 エントランス、エレベーターに防犯カメラを設置していること。	◎	△
便利	全般	バリアフリー化	エントランスに段差がないこと。段差がある場合は、スロープを設置していること。 共用廊下、共用階段、エレベーター等について日本住宅性能表示基準別表における等級が4以上であること。	◎	
		車寄せ等	雨の日でも子どもが自動車から乗降しやすきよう、住棟のエントランス部に車寄せ等を設置していること。		△
	施設・設備等	エレベーターの操作	子どもでも操作しやすい位置（床面から概ね100cmの高さ）に乗車ボタン・かご内横型操作盤を設置していること。		△
		自転車置き場の広さ 遊具置き場	子ども用自転車等を置きやすきよう、1住戸につき2台以上の平面自転車置場を設置していること。 トランクルーム等を設置していること。		△
ふれ合い	施設・設備等	キッズルーム	面積が3.0㎡以上（集会施設との併用も可）で、かつ以下を満たすキッズルームを設置すること。 ・マンション居住者が常時利用できる形態であること。 ・床の仕上げはクッション性のあるものであること。 ・その他住居と同等の仕上げでかつ便所及び収納スペースを設置すること。	◎	
		遊び場（プレイロット）	一宮市住宅事業等に関する指導要綱第8条に基づき、かつ以下を満たす遊び場（プレイロット）を設置すること。 ・やわらかいクッション材を使用するなど怪我の防止・軽減に対する配慮をすること。 ・遊具を設置していること。	◎	

【管理・運営面の工夫】

項目	基 準
保育に関すること	2つ以上の子育て支援サービスを実施すること。
家事支援に関すること	
相談に関すること	
その他	
子育て用品等の再利用システム その他	